（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十一　気象庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画課及び国際・航空気象管理官の所掌に属するものを除く。）。

十二～十八　（略）

（企画課の所掌事務）

第五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　（削る）

四　気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること（情報基盤部の所掌に属するものを除く。）。

五～九　（略）

十・十一　（削る）

十二・十三　（略）

（情報利用推進課の所掌事務）

第六条　情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　民間における気象情報の利用の促進その他の民間の活動の振興に資するための気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること（航空気象管理官の所掌に属するものを除く。）。

二　民間における気象業務に関する事務の取りまとめに関すること。

三　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

四　気象予報士に関すること。

五　民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。

（経理管理官の職務）

第六条　（略）

（国際・航空気象管理官の職務）

第七条　国際・航空気象管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　航空機の利用に供するための気象業務（以下「航空気象業務」という。）に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

第二款　情報基盤部

（情報基盤部に置く課）

第八条　情報基盤部に、次の五課を置く。

情報政策課

情報利用推進課

数値予報課

情報通信基盤課

気象衛星課

（情報政策課の所掌事務）

第九条　情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報基盤部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　気象庁の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。

四　気象庁の情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関すること。

五　国立国会図書館支部気象庁図書館に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、情報基盤部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二款　予報部

（予報部に置く課）

第九条　予報部に、次の四課を置く。

業務課

予報課

数値予報課

情報通信課

（業務課の所掌事務）

第十条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予報部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　予報及び警報の伝達の組織及び方法に関すること（地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、予報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。